

第 2 2 期 第 4 3 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和7年3月11日（火）午後1時30分
- 2 場 所 青森市新町1丁目11-22
ウェディングプラザアラスカ 2階「ガーネット」
- 3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	委 員	東 田 義 廣
	〃	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	木 村 慶 造
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	竹 林 雅 史
	〃	南 谷 雅 人
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	中 居 裕
	〃	堤 静 子
	欠席委員	二本柳 勝
	〃	松 下 誠四郎
〃	尾 崎 幸 弘	
〃	宮 野 昭 一	
県 側	水産振興課 漁業管理グループ 副参事	野 月 浩
	総括主幹	長 根 幸 人
	栽培・資源管理グループ 主幹	東 野 敏 及
	技師	澤 田 篤
	三八地方水産事務所 所長	蝦 名 浩
下北地方水産事務所 副所長	泉 田 哲 志	
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	田 中 規 雄
	技師	傳 法 利 行

4 提出議案・審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更に
ついて（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第3号：特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶり）に
関する令和7管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定
について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

5 議事の経過

会 長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第22期第43回青森県東部海区
漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第43回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の
中、御出席をいただきまして感謝いたします。

また、本日は第22期最後となります委員会ですが、この4年間、委員の皆様には
漁業の現場で起こっている様々な課題について熱心に御議論をいただくとともに、委
員会の円滑な運営に御理解と御協力をいただき、重ねて感謝申し上げます。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案3件、報
告事項2件の審議が予定されていますので委員各位の御協力と県の適切な御助言をい
ただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたしま
す。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える11名の委員の御出席をいただい
ておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立し
ております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思
いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「なし」の声あり。）

会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、
坂岡委員と田高委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。
事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号 資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会 長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案第1号につきまして、県の方から補足説明させていただきます。

資料の方は2ページ目、裏ですけれども、そちらの方を御覧いただければと思います。

今回、本日の諮問案件は1件の諮問案件でございます。

内容は、うに潜水器漁業ということで、漁業を営む者につきましては、八戸市に住所を有する者ということで、八戸みなと漁協の1人が許可すべき漁業者の数というこ

とになります。

県からの補足説明は以上でございます。

審議の方、よろしく願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

御質問、御意見、ありませんですか。

委 員

(「なし」の声あり。)

会 長

それでは議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に、議案第2号「青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号資料の1ページ目を御覧ください。

県知事からの諮問文です。

件名及び本文の一部を読み上げます。

諮問書

漁業法第14条第9項の規定により別添のとおり青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針を変更するに当たり、法第14条第10項の規定に準用する第4項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細については、この後、県側からの説明がありますので、事務局からは以上でございます。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

東野主幹

水産振興課 東野主幹

それでは、議案第2号について

青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針を県方針と呼びます。この県方針のことについて、県から補足説明させていただきます。

説明については、議案第2号資料の2ページ目から4ページ目までの新旧対照表に沿って説明させていただきます。

まず、説明前に個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針については、県方針の別紙として定めることとなっております。

特定水産資源、いわゆるTAC魚種については別紙1、特定水産資源以外の資源であって、国の資源評価が一定水準まで進んでいるものについては別紙2、資源管理法定の対象となる水産資源のうち、国の指定評価が進んでいない資源については別紙3に資源管理の方向性を定めることとなっております。

新旧対照表の2ページ目を御覧ください。

県方針第8号の記載については、令和7年4月より、ぶりが特定水産資源に指定され、TAC管理のステップ1を開始することとなったため、別紙1の11、かたくちいわし太平洋系群の後に別紙1の12として、ぶりを追加するものです。

続きまして、3ページ目を御覧ください。

別紙1の12として、ぶりを追加しています。

なお、記載内容については、国の資源管理基本方針及び水産庁長官通知である、知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱いにおけるステッ

プアップ管理対象資源の記載例に合わせて作成しております。

続いて、くろまぐろに係る変更内容についてですが、2ページ目を御覧ください。

国際会議において、我が国においても30キログラム未満の小型魚を保護する取組を実施することとなりました。それに伴い、国の資源管理方針が変更となったことに伴い、県方針に漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項を追加するものでございます。

なお、3ページのくろまぐろ（小型魚）の方針に追加した内容につきましては、国の資源管理方針に沿った記載内容となっております。

5ページ目以降には、変更後の県の方針を添付しておりますので、後ほど御覧になっていただければと思います。

以上が、県方針の変更についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

御質問、御意見、ありませんですか。

委 員

（「なし」の声あり。）

会 長

それでは、議案第2号については、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんですか。

委 員

（「なし」の声あり。）

会 長

それでは議案第2号「青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について（諮問）」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第3号「特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶり）に関する令和7管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、説明いたします。

議案第3号資料の1ページ目を御覧ください。

県知事からの諮問文です。件名及び本文の一部を読み上げます。

諮問書

特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶり）に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和7年2月17日付け6水管第3388号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規定により、今回の諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

会 長

県から補足等があればお願いします。

水産振興課 東野主幹

はい、会長。

会 長

はい、東野主幹。

水産振興課 東野主幹

議案第3号について、県から補足説明させていただきます。

すけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶりに関する令和7管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定についてでございます。

3ページ目を御覧ください。

令和7年2月17日付けで農林水産大臣から、本県に該当するものとして、すけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶりに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。

知事管理漁獲可能量については、漁業法第16条第1項の規定により、都道府県資

源管理方針に則して定めることとなっており、同条第2項の規定により、知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっておりますので、貴委員会へ諮問するところでございます。

2 ページ目を御覧ください。

こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案でございます。

すけとうだら太平洋系群及びするめいかについての当初配分につきましては、現行水準となっております。これは、各魚種の配分数量を示さず、目安数量を示すことで、青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針、いわゆる青森県資源管理方針に基づき、漁船隻数を漁獲努力量として定めた上で、管理を行うものになります。

3 ページ目にある国からの通知では、各資源の目安数量も示されております。

この数量を超えたとしても、採捕停止命令等がかかるものではありませんが、大幅に上回る場合は、県から助言・指導等を行うことがございます。

また、ぶりについては、令和7年4月から新たに特定水産資源に指定されるTAC管理のステップ1を開始することとなりましたが、その当初配分については、漁獲可能量の総量の内数となっております。

これは、TAC管理のステップ1の段階においては、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量について、具体的な配分数量は設定せず、当該資源における漁獲可能量の総量の中で管理するものになります。

参考資料といたしまして、国が示すTAC管理のステップアップの考え方について、4 ページに添付させていただきましたので、後ほど御覧になっていただければと思います。

以上が、知事管理漁獲可能量の設定についての県からの補足説明となります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位からの御質問、御意見をお願いします。

御質問、御意見、ありませんですか。

田高委員

はい。

会 長

田高委員。

田高委員

すみません、漁獲量の報告とかそういうのは、どういうふうになるのでしょうか。

例えば、ぶりについて。

会 長

東野主幹

水産振興課 東野主幹

漁獲量の報告なんですけども、漁協からシステムに入力して、それが県の方に送られてくることになりますので、ちょっとまぐろとは、また違った形の報告になります。

会 長

田高委員

田高委員

どういう形でもいいって言えばおかしいんだけど、分かるんですけども。それは、今、新たにぶりが出たし、今までも沿岸で獲れるいかとかも、その報告の仕方というのが、組合の方なりに説明してもらっているんでしょうか。

会 長

澤田技師

水産振興課 澤田技師

栽培・資源管理の澤田です。

私、TACの項目、県で担当しているんですけども。毎月、各漁協から漁協の販売システムに入力したデータをうちにTAC報告用のデータとして出力して送信というふうな形にさせていただいているので、基本的に販売システムに取扱いなどを入力していただいて、毎月送っていただければ、それでTAC報告ということがされていることになっていまして、今までの既存のTAC魚種、すけとうだらだったり、するめいかであったりというふうなものも、基本的に同じように既に報告はいただいているものなので、ぶりが今回新しく追加されるんですけども、特段それによって新しい対応はないものでございます。

田高委員

分かりました。

会 長

他にございませんですか。

委員

（「なし」の声あり。）

会長

御質問、御意見がないようでありますので、議案第3号については、諮問のとおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委員

（「なし」の声あり。）

会長

それでは、議案第3号「特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶり）に関する令和7管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

それでは、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項①の「資源管理の状況等の報告について」を県から報告願います。

水産振興課 長根主幹

はい、会長。

会長

はい、長根主幹。

水産振興課 長根主幹

それでは、県から説明をさせていただきます。

報告事項の1の資料を御覧ください。

漁業者の免許に係る資源管理の状況等の報告につきましては、漁業法第90条第2項の規定により、年2回以上、海区漁業調整委員会に報告することとなっております。

その内容が2ページ以降となりますが、2ページから5ページまでは共同漁業権、6ページが区画漁業権、7ページが定置漁業権となります。

詳細な説明につきましては、省略させていただきますけれども、報告させていただく中身といたしましては、各免許ごと、各漁協の第1種、第2種の免許の内容について、漁業の名称と対象所属機関、操業の状況といたしまして、操業の隻数、漁獲量、漁獲金額、行使権者の数とその行使の状況、その他、管理に関する取組の状況について、各免許について各漁協に照会のうえ、報告させていただきます。

詳細につきましては省略させていただきますので、以上となります。

会 長

御質問、御意見、ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問もないようですので、続いて、②の「第42回太平洋広域漁業調整委員会の概要について」を事務局から報告をお願いします。

事務局 傳法技師

はい、会長。

会 長

傳法技師

事務局 傳法技師

事務局の傳法です。

第42回太平洋広域漁業調整委員会の概要について説明させていただきます。

報告事項2の資料を御覧願います。

第42回太平洋広域漁業調整委員会は、令和7年3月4日、先週の火曜日に東京都港区にあるAP虎ノ門で開催されました。出席者は、竹林委員と私の2名です。

それでは、会議の概要についてです。

本会議では、2件の議題が付されました。

まず1点目、太平洋クロマグロの遊漁に関する広域漁業調整委員会指示についてです。

本件は、水産庁資源管理調整課 城崎沿岸・遊漁室長より、その内容について説明があり審議した結果、原案どおり委員会指示を発動することに決定しました。

指示の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。

改正内容は、以下の表のとおりです。

措置の内容についてですが、採捕上限の設定、現行では、例えば、8月から9月に何トン、10月から12月に何トンという形で複数の月での遊漁の枠の設定が存在しましたが、令和7年度からは、毎月均等に60トンの遊漁の枠を分配し、毎月5トンに設定されました。

大型魚のバックリミット、遊漁者による保有の制限についてですが、現行では、1人1日1尾でしたが、令和7年度からは、1人毎月1尾のみということになりました。

採捕報告の期限についてです。

陸揚げ後から、現行では水産庁に3日以内に報告するようになっておりましたが、

令和7年度からは、陸揚げ後から1日、つまり釣獲から翌日までに水産庁に報告することが義務づけられました。

次に採捕報告の内容についてです。

まず、採捕者情報についてですが、令和7年度は現行と同じ、氏名、住所、電話番号、メールアドレスを報告することとなります。

次に採捕したくろまぐろ（大型魚）の情報についてですが、現行では重量、尾数、陸揚げ日、採捕した海域のみを報告すれば良いこととなっておりましたが、令和7年度からは、陸揚げ場所、計量方法、尾さ長、尾さ長が確認できる写真を更に追加して報告することとなりました。

次に遊漁に使用した船舶の情報についてですが、遊漁船を利用した場合、現行では、遊漁船名、登録都道府県のみを報告すれば良い形となっておりましたが、令和7年度からは、それに加えて遊漁船登録番号を報告することになります。

次に遊漁船以外を利用した場合、これは、個人が所有するプレジャーボートでくろまぐろを採捕した場合についてですが、現行では、国へ報告しなければならない内容がなかったんですが、令和7年度からは、使用した船舶の船舶番号、又は船舶検査済票の番号を国に報告することとなります。

次に虚偽報告の抑止策については、現行ではありませんでしたが、令和7年度からは二重認証システム（電話番号認証）の導入と本人確認書類の提出が必要となります。

最後に委員会指示の有効期限については、令和6年度までは1年間でしたが、令和7年度からは発動から2年間が指示の有効期間となります。

指示の内容は以上のとおりですが、その他の件に関して、2点報告がありました。遊漁の届出制の導入についてです。

これは、現在の指示ではなく、来年の4月1日から発動する来年度の指示に盛り込む内容について説明がありました。

届出の対象者は、くろまぐろの遊漁者を乗せる遊漁船の業者及び遊漁者以外の船舶を運行する者。これは、遊漁船ではなくプレジャーボートを持っている人がくろまぐろの遊漁者を乗せる場合は遊漁船業者と同様に報告が必要になるということです。

届出は、くろまぐろを実際に採捕する1営業日前、前の日までには国に報告が必要になるように指示に盛り込む予定です。その内容については、今後の遊漁専門部会及び委員会での議論を踏まえて変更する可能性があるとのこと。

それでは、裏面に参ります。

2ページ目、裏面なんですけども、一番上のその他、採捕停止後のキャッチアンドリリースの可否についてです。これは、遊漁の枠が毎月5トンということになっておりますが、その5トンの枠が消化された場合、キャッチアンドリリースで遊漁を続けても良いかどうかという議題になりますが、専門部会の方で話し合われたところ、遊漁者側の専門委員と漁業者の方にある広域漁場の委員で、その内容について意見が割れたため、今後も議論を続けていく方針とのこと。

それでは、議案の2点目です。

太平洋南部のキンメダイに関する委員会指示についてです。

本件については、原案どおり委員会指示を発動することに決定しました。

また、資源管理の状況についても説明があり、本資源は現在適切に利用されている状況とのことです。

議案については以上ですが、その他報告事項として、3件、国から報告がありました。

①TAC魚種拡大に向けた検討状況についてです。

本日の議案にありましたとおり、ぶりが令和7年4月からTAC管理開始予定とのことでした。

②令和7年度水産関係予算についてです。

令和7年度水産関係の当初予算の主要項目について、国から説明がありました。詳細については、記載のとおりです。

③今後の広域漁業調整委員会についてです。

開催時期につきましては、例年と同じとおり、今年の11月から12月に開催される予定です。

報告は以上です。

会 長

この会議に出席いたしました竹林委員、何かありませんですか。

竹林委員

特にございません。

会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

ありませんですか。

委 員

(「ないです」の声あり。)

会 長

他に御質問、御意見もないようですので、それでは、これで議事を全て終了し、以上、これをもちまして、第22期第43回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時55分